

福岡県公報

平成二十五年三月二十九日
第三千四百八十三号
増刊
①

目次

条 例 (第十一号―第二十七号)

- 福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) ……………三
- 福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) ……………八
- 福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) ……………八
- 福岡県共助社会づくり基金条例の一部を改正する条例 (社会活動推進課) ……………八
- 福岡県新型コロナウイルス感染症等対策本部条例 (保健衛生課) ……………八
- 福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例 (医療指導課) ……………九
- 福岡県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例 (医療保険課) ……………十一
- 福岡県障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 (障害者福祉課) ……………十一
- 福岡県環境影響評価条例の一部を改正する条例 (自然環境課) ……………十一
- 福岡県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (道路維持課) ……………十六
- 福岡県福祉のまちづくり基金条例を廃止する条例 (建築指導課) ……………十八
- 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁教職員課) ……………十九
- 福岡県公立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例 (教育庁教職員課) ……………十九
- 福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁教職員課) ……………十九

公布された条例のあらまし

- 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課) ……………十九
- 福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課) ……………二十
- 福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例 (警察本部生活保安課) ……………二十五
- 福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部組織犯罪対策課) ……………二十七

◇福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (総務部人事課)

- 1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成二十四年九月二十七日付けの給与に関する報告及び勧告に鑑み、本県職員の自宅に係る住居手当を廃止するほか、他県の状況を踏まえ、獣医師職員の初任給調整手当の支給期間及び研究職員の級別標準職務の見直しを行うこととした。
- 2 一 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (総務部人事課)

- 1 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の制定に伴い、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの迅速かつ徹底的なまん延防止作業が義務付けられたため、当該作業に従事する国家公務員の特殊勤務手当の支給対象業務及び支給額を踏まえ、本県職員の特殊勤務手当を見直すこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (総務部人事課)

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により薬事法の一部が改正されたこと等を踏まえ、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町

村が処理することとするほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

◇福岡県共助社会づくり基金条例の一部を改正する条例

(新社会推進部社会活動推進課)

1 福岡県共助社会づくり基金に基づく事業を民間からの寄附金を活用して平成二十五年度以降も継続するため、福岡県共助社会づくり基金条例の有効期限に係る規定を削除するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県新型コロナウイルス等対策本部条例

(保健医療介護部保健衛生課)

1 新型コロナウイルス等対策特別措置法の制定に伴い、福岡県新型コロナウイルス等対策本部に関し必要な事項を定めることとした。

2 この条例は、新型コロナウイルス等対策特別措置法の施行の日から施行することとした。

◇福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例

(保健医療介護部医療指導課)

1 口腔の健康が県民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていること等に鑑み、本県における歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健を総合的に推進することとした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部医療保険課)

1 福岡県国民健康保険広域化等支援基金に基づく事業として、新たに広域化等支援方針に定める施策の実施をすること等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

◇福岡県障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部障害者福祉課)

1 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の制定による障害者自立支援法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県環境影響評価条例の一部を改正する条例

(環境部自然環境課)

1 環境影響評価法の施行後の状況の変化及びその施行を通じて明らかになった課題等に対応する観点から、同法の一部が改正されたことを踏まえ、事業の計画の立案段階における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討の手続を創設するとともに、既存の手続を見直すほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十五年十月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

(県土整備部道路維持課)

1 道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の制定による道路法施行令の一部改正に伴い、太陽光発電設備等の占用料を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

◇福岡県福祉のまちづくり基金条例を廃止する条例

(建築都市部建築指導課)

1 福岡県福祉のまちづくり基金に基づく事業を終了することに伴い、福岡県福祉のまちづくり基金を廃止することとした。

2 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

◇福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成二十四年九月二十七日付けの給与に関する報告及び勧告に鑑み、本県公立学校職員の自宅に係る住居手当を廃止することとした。

2 一 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

1 県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い、当該学校の職員の定数を改めることとした。

2 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

◇福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 警察法施行令の一部が改正され地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準が改められることに伴い、本県警察官の定員及び階級別定員を改めることとした。

2 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

◇福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成二十四年九月二十七日付けの給与に関する報告及び勧告に鑑み、本県警察職員の自宅に係る住居手当を廃止するほか、他の状況を踏まえ、研究職員の級別標準職務の見直しを行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(警察本部生活保安課)

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令の制定により、遊技機の認定等に関する手数料の標準が改められたことに伴い、これらの手数料の額を改定するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

◇福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例

(警察本部組織犯罪対策課)

1 暴力団が依然として県民等に多大な脅威を与えている本県の現状に鑑み、本県からの暴力団の排除を一層推進するため、暴力団員が、その縄張を設定し、又は維持する目的で、特定の事業者等に対し、一定の行為をした場合の措置について定めるなど、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十五年六月一日から施行することとした。ただし、第十二条の二第二項及び別表第一第二号の改正規定は、公布の日から施行することとした。

条例

福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十一号

福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項中「及び第三号」を削り、「十年以内」の下に「、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内」を加える。

第十三条の三第一項中「第三項」を「次項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「(次項において「単身赴任手当受給職員」という。)」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「又は第二項」及び「第三項又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

別表第四研究職給料表級別標準職務表五級の項第三号を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

2 この条例による改正前の福岡県職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)第十三条の三第二項、第四項及び第五項の規定は、平成二十七年三月三

十一日までの間、なおその効力を有する。この場合において、改正前の給与条例第十三条の三第二項中「四千五百円」とあるのは、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間にあっては「三千円」と、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあっては「千五百円」とする。

(研究職給料表の経過的特例)

3 平成二十五年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において改正前の給与条例別表第四研究職給料表級別標準職務表五級の項第二号又は第三号の適用を受けていた職員のうち、標準職務(第六条第二項の標準的な職務をいう。)の見直しに伴い切替日においてこの条例による改正後の福岡県職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第四研究職給料表級別標準職務表四級の項第一号に規定する職務の複雑、困難及び責任の度が試験研究機関の長と同程度のものとして人事委員会規則で定める職を占めることとなる職員又は同項第三号の適用を受けることとなる職員に切替日以降適用する給料表は、改正後の給与条例第六条第一項の規定にかかわらず、附則別表研究職特例給料表とする。

4 前項の規定により附則別表研究職特例給料表の適用を受ける職員(以下この項から附則第七項までにおいて「附則第三項適用職員」という。)の切替日における職務の級は、改正後の給与条例第六条第二項及び第三項の規定にかかわらず、附則別表研究職特例給料表に掲げる特四級とし、附則第三項適用職員の切替日における号給は、切替日の前日において附則第三項適用職員が受けていた号給と同じ額の号給とする。

5 切替日の前日において附則第三項適用職員と同一の職を占める職員については、その専門性及び知識経験が附則第三項適用職員と同程度と任命権者が認める場合は、その認める日以降適用する給料表は、当分の間、改正後の給与条例第六条第一項の規定にかかわらず、附則別表研究職特例給料表とする。

6 前項の規定により附則別表研究職特例給料表の適用を受ける職員のその適用を受ける日における職務の級は、改正後の給与条例第六条第二項及び第三項の規定にかかわらず、附則別表研究職特例給料表に掲げる特四級とし、当該職員の当該日における号給は、当該日の前日において当該職員が受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、その額の直近上位の額の号給)とする。

7 切替日以降に新たに改正後の給与条例別表第三研究職給料表の適用を受けることと

なった職員のうち、異動又は任用の事情等を考慮して附則第三項適用職員又は附則第五項の規定により附則別表研究職特例給料表の適用を受ける職員との権衡上必要があると任命権者が認める職員については、前二項の規定を準用する。

(人事委員会規則への委任)

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正)

9 福岡県職員の給料の調整額に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

付則に次の一項を加える。

(研究職特例給料表適用者の特例)

6 福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十五年福岡県条例第十一号)附則第三項及び第五項(同条例附則第七項において準用する場合を含む。)の規定により同条例附則別表研究職特例給料表の適用を受ける職員に適用する第二条の調整基本額は、同条の規定にかかわらず、当分の間、別表ホの表四級の項に掲げる額に、当該額と同表ホの表五級の項に掲げる額との差額の二分の一に相当する額を加えた額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

附則別表（附則第 3 項、附則第 5 項関係）研究職特例給料表

職務 の級	特 4 級
号 給	給料月額
	円
1	444,300
2	444,600
3	445,400
4	446,200
5	446,900
6	447,600
7	448,300
8	449,000
9	449,500
10	450,200
11	450,900
12	451,600
13	452,100
14	452,800
15	453,500
16	454,200
17	454,700
18	455,300
19	455,900
20	456,500
21	457,100
22	457,800
23	458,400
24	459,000
25	459,600
26	460,300
27	461,000
28	461,700
29	462,200
30	462,900
31	463,500
32	464,100
33	464,700
34	465,400
35	466,000
36	466,600
37	467,200
38	467,900
39	468,600
40	469,300
41	469,800
42	470,500
43	471,200

44	471,900
45	472,400
46	473,100
47	473,800
48	474,500
49	475,000
50	475,600
51	476,200
52	476,800
53	477,300
54	478,000
55	478,600
56	479,200
57	479,800
58	480,500
59	481,100
60	481,700
61	482,300
62	483,000
63	483,600
64	484,200
65	484,800
66	485,500
67	486,100
68	486,700
69	487,300
70	488,000
71	488,600
72	489,200
73	489,800
74	490,500
75	491,100
76	491,700
77	492,300
78	493,000
79	493,600
80	494,200
81	494,800
82	495,400
83	496,000
84	496,600
85	497,200
86	497,800
87	498,400
88	499,000
89	499,500
90	500,100
91	500,700

92	501,300
93	501,800
94	502,400
95	503,000
96	503,600
97	504,100
98	504,600
99	505,100
100	505,600
101	506,100
102	506,500
103	506,900
104	507,300
105	507,700
106	508,100
107	508,500
108	508,900
109	509,300
110	509,700
111	510,100
112	510,500
113	510,900
114	511,400
115	511,800
116	512,200
117	512,600
118	513,000
119	513,400
120	513,800
121	514,100
122	514,500
123	514,900
124	515,300
125	515,500
126	515,900
127	516,300
128	516,700
129	517,000
130	517,400
131	517,700
132	518,000
133	518,300

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十二号

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「いい、特に必要ある場合は結核を含む」を「いう」に改め、「処理作業」の下に「（次号の作業を除く。）」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 職員が家畜伝染病予防法第二条に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。）のまん延を防止するため行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。

第三条第二項第二号中「第三号」を「第四号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三 前項第三号の作業 三百八十円（著しく危険であると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、三百八十円にその百分の百に相当する額を加算した額）

第二十二條第一項の表保健環境研究所に勤務する職員の項中「第三条第一項第三号」を「第三条第一項第四号」に、同条第二項中「若しくは第三号に掲げる」を「から第四号までの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十三号

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表一三の項事務の欄イ中「店舗販売業の許可を受けた者、」を「薬局開設の許可を受けた者、店舗販売業の許可を受けた者及び」に改める。
別表三五の五の項を次のように改める。

三五の五 削除

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県共助社会づくり基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十四号

福岡県共助社会づくり基金条例の一部を改正する条例

福岡県共助社会づくり基金条例（平成二十三年福岡県条例第九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十五号

福岡県新型インフルエンザ等対策本部条例

（趣旨）

第一条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第二十六条の規定に基づき、福岡県新型インフルエ

(組織)

ンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。
第二条 福岡県新型コロナウイルス等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 福岡県新型コロナウイルス等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 福岡県新型コロナウイルス等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部長のほか、必要な職員を置くことができる。
5 前項の職員は、県の職員のうちから知事が任命する。

(会議)

第三条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第二十三条第四項の規定に基づき、国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第四条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部長は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部長がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第五条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この条例は、法の施行の日から施行する。

福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十六号

福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、口腔の健康が県民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、県民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、福岡県における歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって県民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

一 県民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。

二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の分野における関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念のっとり、国及び市町村との連携を図りつつ、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、歯科口腔保健の推進に当たっては、市町村との連携並びに歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者（以下「歯科医療等業務従事者」という。）並びに保健、医療（歯科医療を除く。）、社会福祉、労働衛生、教育その他の分野における関連業務に従事する者及びこれらの業務を行う団体（以下「保健等業務従事者等」という。）との協力を努めるものとする。

3 県は、市町村、事業者及び医療保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）

第七条第七項に規定する医療保険者をいう。)が行う歯科口腔保健に関する取組を効果的に推進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(歯科医療等業務従事者等の責務)

第四条 歯科医療等業務従事者は、歯科口腔保健に資するよう、保健等業務従事者等との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、県が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

2 保健等業務従事者等は、それぞれの業務において歯科口腔保健の推進に努めるとともに、その推進に当たっては、国及び市町村と協力し、歯科医療等業務従事者と連携し、並びに県が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、その使用する労働者に対する歯科に係る検診(以下「歯科検診」という。)及び歯科保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めるものとする。

4 医療保険者は、被保険者及びその被扶養者に対する歯科検診及び歯科保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第六条 県は、歯科口腔保健を推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

一 歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発その他の歯科口腔保健に関する県民の意識を高めるための運動を促進するために必要な事項

二 生涯にわたって科学的根拠に基づき行うむし歯予防その他の健全な口腔状態の向上を図るために必要な事項

三 成人期における糖尿病等の生活習慣病に関連した歯周疾患その他の歯周疾患の予

防を図るために必要な事項

四 高齢期における摂食嚥下^{えんげ}障害の予防その他の口腔機能の維持向上を図るために必要な事項

五 妊産婦である期間における健全な口腔状態の維持を図るために必要な事項

六 県民が定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることの勧奨その他の必要な事項

七 障害者、介護を必要とする高齢者等が、定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導又は歯科医療を受けることができるようにするために必要な事項

八 歯科口腔保健を担う人材の確保及びその資質の向上に関する事項

九 離島及びへき地における歯科口腔保健の提供体制を確保するために必要な事項

十 災害時における歯科口腔保健の提供体制の整備等に必要な事項

十一 歯科口腔保健に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用促進のために必要な事項

十二 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健を推進するため必要な事項

(歯科口腔保健推進計画の策定)

第七条 知事は、前条に定める基本的施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯科口腔保健の推進に関する法律(平成二十三年法律第九十五号)第十三条第一項に規定する計画として、歯科口腔保健の推進に関する計画(以下「歯科口腔保健推進計画」という。)を策定するものとする。

2 知事は、おおむね五年ごとに歯科口腔保健推進計画を見直すものとする。

3 知事は、前二項の規定により歯科口腔保健推進計画を策定し、又は見直したときは、これを県民に公表するものとする。

(啓発週間)

第八条 県は、県民が歯科口腔保健についての関心と理解を深めるとともに、積極的に歯科口腔保健に関する取組を行うことができるようにするため、歯科口腔保健啓発週間を設ける。

(財政上の措置等)

第九条 県は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている福岡県における歯科口腔保健に係る対策の根幹をなす計画は、第七条第一項の規定により策定された歯科口腔保健推進計画とみなす。

福岡県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十七号

福岡県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例

福岡県国民健康保険広域化等支援基金条例(平成十四年福岡県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国民健康保険事業」を「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第六十八条の三の規定に基づき、広域化等支援方針の作成、広域化等支援方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業」に改め、「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき」を削る。

第六条に次の一号を加える。

三 広域化等支援方針の作成事業又は広域化等支援方針に定める施策の実施事業
第七条中「三箇年度」を「五箇年度」に改める。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十八号

福岡県障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成二十四年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。
第六条中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十九号

福岡県環境影響評価条例の一部を改正する条例

福岡県環境影響評価条例(平成十年福岡県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

目次

「第一節 環境影響評価調査計画書の作成等(第八条―第十三条)」を

「第一節 計画段階環境配慮書の作成等(第七条の二―第七条の七)」に、

「第一節の二 環境影響評価調査計画書の作成等(第八条―第十三条)」を「第四十九条」を「第五十条」に改める。

第二章中第一節を第一節の二とし、同章に第一節として次の一節を加える。

第一節 計画段階環境配慮書の作成等

(計画段階配慮事項についての検討)

第七条の二 配慮書対象事業(第二条第二号に規定する規則で定める要件に該当する事業のうち法第二条第二項に規定する第一種事業及び法第三条の十第一項(法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による通知がなされた法第二条第三項に規定する第二種事業に該当するものを除いたものをいう。

(以下同じ。)を実施しようとする者(委託に係る配慮書対象事業にあつては、その委託をしようとする者。以下「配慮書事業者」という。)は、配慮書対象事業に係る計画の立案の段階において、当該配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定するに当たっては、技術指針で定めるところにより、一又は二以上の当該配慮書対象事業の実施が想定される区域(以下「事業実施想定区域」という。)における当該配慮書対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項(以下「計画段階配慮事項」という。)についての検討を行わなければならない。

(配慮書の作成)

第七条の三 配慮書事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を作成しなければならない。

- 一 配慮書事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 配慮書対象事業の種類、目的及び内容
- 三 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- 四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- 五 その他規則で定める事項

(配慮書の送付等)

第七条の四 配慮書事業者は、配慮書を作成したときは、速やかに、規則で定めるところにより、これを知事に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

(配慮書についての知事の意見)

第七条の五 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、規則で定める期間内に、配慮書事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

(配慮書についての意見の聴取)

第七条の六 配慮書事業者は、技術指針で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について関係する市町村の長及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

(配慮書対象事業の廃止等)

第七条の七 第七条の四の規定による公表を行った配慮書事業者(第十条又は法第七条の規定による公告を行った者を除く。)は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

- 一 配慮書対象事業を実施しないこととしたとき。
- 二 第七条の三第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が配慮書対象事業に該当しないこととなったとき。
- 三 配慮書対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が配慮書対象事業であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の配慮書事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮書事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の配慮書事業者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮書事業者となった者について行われたものとみなす。

第八条中「当該事業」を「配慮書の内容を踏まえるとともに、第七条の五の意見が述べられたときはこれを考慮して、第七条の二の配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定し、対象事業」に改め、同条中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号の次に次の三号を加える。

- 五 第七条の三第四号に掲げる事項
 - 六 第七条の五の規定により述べられた知事の意見
 - 七 前号の意見についての事業者の見解
- 第八条に次の一項を加える。

2 事業者が法第三条の第十二項の規定により適用される法第三条の三第一項の規定により配慮書を作成している場合における前項の規定の適用については、同項中「配慮書の」とあるのは「法第三条の三第一項の配慮書の」と、「第七条の五の意見」とあるのは「法第三条の六の規定による主務大臣の意見」と、「第七条の二の配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項」とあるのは「法第三条の二第一項の事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項」と、同項第五号中「第七条の三第四号」とあるのは「法第三条の三第一項第四号」と、同項第六号

中「第七条の五の規定により述べられた知事」とあるのは「法第三条の六の規定により述べられた主務大臣」と読み替えるものとする。

第九条の見出し中「送付」を「送付等」に改め、同条第一項中「前条第四号」を「前条第一項第四号」に、「これ」を「調査計画書及びこれを要約した書類（次項及び次条において「要約書」という。）」に改め、同条第二項中「調査計画書」の下に「及び要約書」を加える。

第十条中「において、調査計画書」の下に「及び要約書」を加え、「供しなければ」を「供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

（調査計画書説明会の開催等）

第十条の二 事業者は、規則で定めるところにより、前条に規定する縦覧期間内に、第九条第一項に規定する市町村の区域内において、調査計画書の記載事項についての説明会（以下「調査計画書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該区域内に調査計画書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該区域以外の区域において開催することができる。

2 事業者は、調査計画書説明会を開催するときは、その開催の日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを調査計画書説明会を開催する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、調査計画書説明会の開催の日時及び場所を定めようとするときは、第九条第一項に規定する市町村の長の意見を聴くことができる。

4 事業者は、調査計画書説明会の開催に当たっては、規則で定めるところにより調査計画書の概要を記載した書面を配布するとともに、調査計画書の内容の具体的な説明に努めなければならない。

5 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした調査計画書説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。

第十一条第一項中「前条」を「第十条」に改める。

第十二条中「経過した後」の下に「、知事」を加える。

第十三条の見出し中「市町村の長」を「知事等」に改め、同条中「前条の書類の送付を受けた市町村の長は」を「知事は、前条の書類の送付を受けたときは」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、調査計画書について前条に規定する市町村の長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、知事は、前項の規定による当該市町村の長の意見を考慮するとともに、前条の書類に記載された意見に留意するものとする。

第十四条中「前条」を「前条第一項」に、「市町村の長」を「知事」に、「第八条第五号」を「第八条第一項第八号」に改める。

第十六条第一号中「第八条第一号」を「第八条第一項第一号」に改め、同条第三号中「第十三条」を「第十三条第一項」に、「市町村の長」を「知事」に改める。

第十七条中「第十三条」を「第十三条第一項」に改める。

第十八条中「供しなければ」を「供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第十九条を次のように改める。

（評価書案説明会の開催等）

第十九条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、評価書案の記載事項についての説明会（以下「評価書案説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に評価書案説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第十条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が評価書案説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第九条第一項に規定する市町村の長」とあるのは「関係市町村長」と、同条第四項中「調査計画書」とあるのは「評価書案」と、同条第五項中「第二項」とあるのは「第十九条第二項において準用する第二項」と読み替えるものとする。

第二十三条第一項第一号中「第八条第三号」を「第八条第一項第三号」に改め、同項第二号中「第八条第一号」を「第八条第一項第一号」に改める。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（公聴会の開催）

第二十四条の二 知事は、前条の規定による送付を受けた後、評価書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴く必要があるときは、公聴会を開催することができる。

2 前項に定めるもののほか、公聴会に関し必要な事項は規則で定める。
第二十五条中「前条」を「第二十四条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、知事は、前条第一項の公聴会において述べられた意見に留意するものとする。

第二十六条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同項第一号中「第八条第三号」を「第八条第一項第三号」に改め、同項第二号中「第八条第一号」を「第八条第一項第一号」に改める。

第二十七条中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に、「供しなければ」を「供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第二十八条及び第二十九条第一項第二号中「第八条第三号」を「第八条第一項第三号」に改める。

第三十一条第一項中「第八条第三号」を「第八条第一項第三号」に改め、同条第二項中「この場合において、」の下に「前条中」を加える。

第三十二条第二項中「この場合において、」の下に「第二十九条第二項中」を加える。

第三十五条第一項中「提出しなければ」を「提出するとともに、規則で定めるところにより、公表しなければ」に改める。

第三十六条第一項及び第三十七条中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改める。

第三十八条の見出し中「二以上の」の下に「配慮書対象事業及び」を加え、同条中「これらの対象事業の」を「当該」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

一又は二以上の配慮書事業者が相互に関連する二以上の配慮書対象事業を実施しようとするときは、当該配慮書事業者は、これらの配慮書対象事業に係る手続等を併せて行うことができる。

第三十九条の見出し中「定められる」の下に「配慮書対象事業及び」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「場合において、」の下に「配慮書事業者及び」を加え、「応じる」を「応ずる」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法」を「市街地開発事業として都市計画法」に改め、「同条第五項に規定する」を削り、「当該都市計画の決定又は変更をする者（以下「都市計画決定権者」という。）を「都市計画決定権者」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

配慮書対象事業が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業（以下「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る配慮書対象事業については、第七条の二から第七条の七までの規定により行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、規則で定めるところにより、当該都市計画の決定又は変更をする者（以下「都市計画決定権者」という。）が、配慮書事業者に代わるものとして行うものとする。この場合において、第七条の七第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。

第四十一条を次のように改める。

（知事が配慮書事業者及び事業者である場合の読替え）

第四十一条 知事が配慮書事業者である場合においては、第七条の四、第七条の五、第七条の七及び第四十三条中「配慮書事業者」とあるのは「配慮書対象事業を実施しようとする部局の長」と、「知事」とあるのは「環境部長」とする。

2 知事が事業者である場合においては、第九条、第十二条、第十三条、第十七条、第二十四条、第二十五条、第二十六条、第三十五条及び第四十三条中「事業者」とあるのは「事業実施部局の長」と、「知事」とあるのは「環境部長」とする。

第四十二条第一項中「第三十九条第一項」の下に「に規定する配慮書対象事業又は同条第二項」を加え、同項第二号中「第二十五条」を「第七条の五、第十三条第一項又は第二十五条第一項」に改め、同項第三号中「法第四条第二項、第十条第一項及び第二十

条第一項」を「法第三条の七第一項、法第四条第二項、法第十条第一項又は法第二十条第一項」に改める。

第四十二条の次に次の一条を加える。

(法対象事業についての手続の準用)

第四十二条の二 第二十四条の二の規定は、知事が法第二十条第一項の規定による意見を述べようとする場合について準用する。この場合において、第二十四条の二第一項中「前条」とあるのは「法第十九条」と、「評価書」とあるのは「法第十四条第一項に規定する環境影響評価準備書」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の規定は、法第二十六条第二項の規定による送付を受けた法対象事業について、法第三十八条の二第一項に規定する事業者が同項に規定する報告書を作成した場合について準用する。この場合において、第三十五条第一項中「事業者」とあるのは「法第三十八条の二第一項に規定する事業者」と、「第十六条第七号の規定により対象事業に係る評価書に記載した事後調査を適切に実施した後、速やかに、その結果を記載した書類」とあるのは「同項に規定する報告書を作成した場合には、速やかに、当該報告書」と、第三十五条第二項中「書類」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。

第四十三条中「限度において」の下に、「配慮書事業者」を加える。

第四十六条第一項中「市町村が」の下に「配慮書対象事業及び」を加え、「概ね」を「おおむね」に、「当該市町村の区域で実施される当該市町村条例の対象とされた事業」を「事業実施想定区域又は対象事業が実施される区域が、当該市町村の区域内に限られる当該配慮書対象事業又は対象事業であつて当該市町村条例の対象とされたもの」に改め、同条第三項中「対象事業」を「事業実施想定区域又は対象事業」に改める。

第四十七条を次のように改める。

(隣接県の知事等との協議)
第四十七条 知事は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める者と、配慮書事業者又は事業者が対象事業等に関して行うべき手続等について協議するものとする。

- 一 事業実施想定区域で本県に属しないものがある場合 当該事業実施想定区域の属する市町村の長又は当該市町村の属する県の知事

二 第九条第一項に規定する市町村、同条第二項の規定により調査計画書が送付された者が長である市町村又は第十七条に規定する市町村で本県に属しないものがある場合 これらの市町村の長又はこれらの市町村の属する県の知事

第四十八条第一項中「事業者は、第八条」を「配慮書事業者又は事業者は、第七条の三に規定する配慮書、第八条第一項」に、「調査計画書の作成」を「調査計画書」に、「評価書案の作成」を「評価書案」に、「当該規定にかかわらず、規定で定める」を「規則で定める」に改め、同条第二項中「に規定する調査計画書の縦覧」を削り、「に規定する評価書案及び要約書の縦覧並びに」を「及び」に、「に規定する評価書、要約書及び第二十五条の書面の」を「の規定による」に改め、「当該規定にかかわらず」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の福岡県環境影響評価条例(以下「新条例」という。)第七条の二から第七条の七までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の福岡県環境影響評価条例第八条に規定する環境影響評価調査計画書を公告した事業については、適用しない。

第三条 新条例第十条、第十八条又は第二十七条の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る新条例第八条第一項に規定する環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)、新条例第十六条に規定する環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)(又は新条例第二十三条第二項に規定する環境影響評価書(以下「評価書」という。))について適用する。

第四条 新条例第十条の二(新条例第十九条第二項の規定により準用する場合を含む。)(の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る調査計画書又は評価書案について適用する。

第五条 新条例第三十五条の規定は、施行日以後に評価書の公告及び縦覧を行った事業者について適用する。

第六条 施行日以後に新条例第七条の二に規定する配慮書事業者となるべき者は、施行

施行令第七條第七號に掲げる施設		施行令第七條第十號に掲げる器具			施行令第七條第九號に掲げる応急仮設建築物			施行令第七條第八號に掲げる施設及び自動車駐車場		施行令第七條第七號に掲げる施設	
その他のもの	上空に設けるもの	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	その他のもの	上空に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	その他のもの	建築物	その他のもの	建築物	その他のもの	建築物
占用面積 一平方メートルにつき一年											
得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額	得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額	得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額	得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額	得た額
		一四を乗じて得た額			一四を乗じて得た額	一八を乗じて得た額			一三を乗じて得た額	一三を乗じて得た額	一八を乗じて得た額

施行令第七條第一號に掲げる占有物件等									
アーチ		幕（施行令第七條第四號に掲げる工事中の施設であるものを除く。）			旗ざお		標識	看板（アーチであるものを除く。）	
その他のもの	車道を横断するもの	その他のもの	その面積一平方メートルにつき一月	その面積一平方メートルにつき一月	その面積一平方メートルにつき一月	その面積一平方メートルにつき一月	一本につき一年	その面積一平方メートルにつき一年	一時的に設けるもの
その面積一平方メートルにつき一月	その面積一平方メートルにつき一月	その面積一平方メートルにつき一月	その面積一平方メートルにつき一月	その面積一平方メートルにつき一月	その面積一平方メートルにつき一月	その面積一平方メートルにつき一月	一本につき一年	その面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一月
一、九〇〇	三、九〇〇	三九〇	三九	三九〇	三九	三九〇	一、一〇〇	三、九〇〇	三九〇
五七〇	一、一〇〇	一一〇	一一	一一〇	一一	九一〇	一、一〇〇	一一〇	一一〇

施行令第七号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの	建築物	その他のもの	建築物	その他のもの	施行令第七号に掲げる施設及び同条第七号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの	建築物	その他のもの	施行令第七号に掲げる施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	施行令第七号第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	施行令第七号第三号に掲げる施設	施行令第七号第二号に掲げる工作物	占有面積	一、二〇〇	一、一〇〇
																		一平方メートルにつき一年	得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額
施行令第七号第十一号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの	建築物	その他のもの	建築物	その他のもの	施行令第七号第十一号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの	建築物	その他のもの	同条第七号に掲げる施設	同条第七号第十一号に掲げる施設	同条第七号第十一号に掲げる施設	同条第七号第十一号に掲げる施設	占有面積	Aに〇・〇一八を乗じて得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額
																		一平方メートルにつき一年	得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額

に

施行令第七号第十一号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの	建築物	その他のもの	建築物	その他のもの	施行令第七号第十一号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの	建築物	その他のもの	同条第七号第十一号に掲げる施設	同条第七号第十一号に掲げる施設	同条第七号第十一号に掲げる施設	同条第七号第十一号に掲げる施設	占る応急仮設建築物	上空に設けるもの	Aに〇・〇一八を乗じて得た額
																		その他のもの	得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額

改め、同表備考第七号中「第七条第六号」を「第七条第八号」に、「同条第十一号」を「同条第十三号」に改める。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県福祉のまちづくり基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十一号

福岡県福祉のまちづくり基金条例を廃止する条例

福岡県福祉のまちづくり基金条例（平成十年福岡県条例第十二号）は、廃止する。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県条例第二十二号

福岡県知事 小川 洋

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の第三項中「第三項」を「次項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「（次項において「単身赴任手当受給職員」という。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「又は第二項」及び「第三項又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の福岡県公立学校職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）第十三条の第三項、第四項及び第五項の規定は、平成二十七年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。この場合において、改正前の給与条例第十三条の第三項中「四千五百円」とあるのは、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間にあつては「三千円」と、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあつては「千五百円」とする。

福岡県公立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十三号

福岡県公立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部

を改正する条例

（福岡県公立学校職員定数条例の一部改正）

第一条 福岡県公立学校職員定数条例（昭和二十八年福岡県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中中学校、高等学校及び中等教育学校の職員の項中「五、六九二人」を「五、六四三人」に、「三〇三人」を「二九三人」に、「六、四五四人」を「六、三九五五人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「一、五六八人」を「一、六一二人」に、「五人」を「三人」に、「五八人」を「五一一人」に、「一、六九三人」を「一、七二八人」に改める。

（福岡県市町村立学校職員定数条例の一部改正）

第二条 福岡県市町村立学校職員定数条例（昭和三十九年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校及び中学校の職員の項中「二三、一七六人」を「二三、一七四人」に、「一、一五四人」を「一、一五〇人」に、「三八〇人」を「三八六人」に、「一、三四二人」を「一、三五五人」に、「二六、〇五二人」を「二六、〇六五人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「一、四二四人」を「一、四二五人」に、「一、五四六人」を「一、五五七人」に改める。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十四号

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察の組織及び定員に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号を次のように改める。

一 警察官

警視

警部

一〇、九六五人

二七四人

六四七人

警部補及び巡查部長

六、五九〇人

巡查

警察教養施設において新任者として
教育訓練中の者を含む。

三、四五四人

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十五号

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三第一項中「第三項」を「次項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「（次項において「単身赴任手当受給職員」という。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「又は第二項」及び「第三項又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

別表第五ホ研究職給料表級別標準職務表五級の項を次のように改める。

5 級	困難な業務を処理する試験研究機関の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして人事委員会規則で定める職務
-----	---

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

2 この条例による改正前の福岡県警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）第十二条の三第二項、第四項及び第五項の規定は、平成二十七年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。この場合において、改正前の給与条例第十二条の三第二項中「四千五百円」とあるのは、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間にあっては「三千円」と、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあっては「千五百円」とする。

（研究職給料表の経過的特例）

3 平成二十五年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の給与条例別表第五ホ研究職給料表級別標準職務表五級の項第一号又は第二号の適用を受けていた職員のうち、標準職務（第六条第二項の標準的な職務をいう。）の見直しに伴い切替日においてこの条例による改正後の福岡県警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第五ホ研究職給料表級別標準職務表四級の項第一号に規定する職務の複雑、困難及び責任の度が試験研究機関の長と同程度のものとして人事委員会規則で定める職を占めることとなる職員又は同項第三号の適用を受けることとなる職員に切替日以降適用する給料表は、改正後の給与条例第六条第一項の規定にかかわらず、附則別表研究職特例給料表とする。

4 前項の規定により附則別表研究職特例給料表の適用を受ける職員（以下「附則第三項適用職員」という。）の切替日における職務の級は、改正後の給与条例第六条第二項及び第三項の規定にかかわらず、附則別表研究職特例給料表に掲げる特四級とし、附則第三項適用職員の切替日における号給は、切替日の前日において附則第三項適用職員が受けていた号給と同じ額の号給とする。

5 切替日の前日において附則第三項適用職員と同一の職を占める職員については、その専門性及び知識経験が附則第三項適用職員と同程度と警察本部長が認める場合は、その認める日以降適用する給料表は、当分の間、改正後の給与条例第六条第一項の規定にかかわらず、附則別表研究職特例給料表とする。

6 前項の規定により附則別表研究職特例給料表の適用を受ける職員はその適用を受ける日における職務の級は、改正後の給与条例第六条第二項及び第三項の規定にかかわらず、附則別表研究職特例給料表に掲げる特四級とし、当該職員の当該日における号給は、当該日の前日において当該職員が受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、その額の直近上位の額の号給）とする。

7 切替日以降に新たに改正後の給与条例別表第四研究職給料表の適用を受けることと

なつた職員のうち、異動又は任用の事情等を考慮して附則第三項適用職員又は附則第五項の規定により附則別表研究職特例給料表の適用を受ける職員との権衡上必要があると警察本部長が認める職員については、前二項の規定を準用する。

(人事委員会規則への委任)

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表（附則第 3 項、附則第 5 項関係）研究職特例給料表

職務 の級	特 4 級
号 給	給料月額
	円
1	444,300
2	444,600
3	445,400
4	446,200
5	446,900
6	447,600
7	448,300
8	449,000
9	449,500
10	450,200
11	450,900
12	451,600
13	452,100
14	452,800
15	453,500
16	454,200
17	454,700
18	455,300
19	455,900
20	456,500
21	457,100
22	457,800
23	458,400
24	459,000
25	459,600
26	460,300
27	461,000
28	461,700
29	462,200
30	462,900
31	463,500
32	464,100
33	464,700
34	465,400
35	466,000
36	466,600
37	467,200
38	467,900
39	468,600
40	469,300
41	469,800
42	470,500
43	471,200

44	471,900
45	472,400
46	473,100
47	473,800
48	474,500
49	475,000
50	475,600
51	476,200
52	476,800
53	477,300
54	478,000
55	478,600
56	479,200
57	479,800
58	480,500
59	481,100
60	481,700
61	482,300
62	483,000
63	483,600
64	484,200
65	484,800
66	485,500
67	486,100
68	486,700
69	487,300
70	488,000
71	488,600
72	489,200
73	489,800
74	490,500
75	491,100
76	491,700
77	492,300
78	493,000
79	493,600
80	494,200
81	494,800
82	495,400
83	496,000
84	496,600
85	497,200
86	497,800
87	498,400
88	499,000
89	499,500
90	500,100
91	500,700

92	501,300
93	501,800
94	502,400
95	503,000
96	503,600
97	504,100
98	504,600
99	505,100
100	505,600
101	506,100
102	506,500
103	506,900
104	507,300
105	507,700
106	508,100
107	508,500
108	508,900
109	509,300
110	509,700
111	510,100
112	510,500
113	510,900
114	511,400
115	511,800
116	512,200
117	512,600
118	513,000
119	513,400
120	513,800
121	514,100
122	514,500
123	514,900
124	515,300
125	515,500
126	515,900
127	516,300
128	516,700
129	517,000
130	517,400
131	517,700
132	518,000
133	518,300

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十六号

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県警察関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表一の項を次のように改める。

一 風俗営業許可申請手数料	(一) ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）第七条に規定する営業（以下この条において「ぱちんこ屋等営業」という。）について風俗営業許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に風営適正化法第二十条第二項の認定（以下この条及び次条において単に「認定」という。）を受けた遊技機以外の遊技機（以下この条において「未認定遊技機」という。）がないとき	1 三月以内の期間を限って営む営業	一五、〇〇〇円
		2 1 に掲げる営業以外の営業	二五、〇〇〇円

(二) ぱちんこ屋等営業について風俗営業許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるとき。

(一)の1又は2に定める額に、二、八〇〇円（風営適正化法第二十条第四項の検定（以下この条から第四条までにおいて単に「検定」という。）を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下この条において「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあっては、五、六〇〇円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二、四〇〇円に乗じて得た額を加算した額）を加算した額に、未認定遊技機一台ごとに四〇円（特定未認定遊技機については、それぞれ次条第二項の表の三の項の手数料の額の欄に定める額から八、〇〇〇円を減じた額）を加算した額

(三) ぱちんこ屋等営業以外の風俗営業について風俗営業許可を受けようとする場合

1 三月以内の期間を限って営む営業
2 1 に掲げる営業以外の営業

一四、〇〇〇円
二四、〇〇〇円

第二条第二項の表一〇の項を次のように改める。

一〇 遊技機変更承認申請手数料	(一) 変更の承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がない場合 (二) 変更の承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がある場合	二、四〇〇円
	五、二〇〇円(特定未認定遊技機がある場合)にあっては、八、〇〇〇円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二、四〇〇円に乗じて得た額を加算した額)に、未認定遊技機一台ごとに四〇〇円(特定未認定遊技機については、それぞれ次条第二項の表の三の項の手数料の額の欄に定める額から八、〇〇〇円を減じた額)を加算した額	

第二条第二項の表備考一中「九、三〇〇円」を「八、六〇〇円」に改め、同表備考二中「七、四〇〇円」を「六、八〇〇円」に改める。

第三条第二項の表一の項中「二、七〇〇円」を「二、二〇〇円」に改め、同表二の項中「二、七二〇円」を「四、三四〇円」に改め、同表三の項中「三一、七〇〇円」を「三五、〇〇〇円」に、「八、二〇〇円」を「一六、三〇〇円」に、「二四、七〇〇円」を「二九、〇〇〇円」に、「五、九〇〇円」を「一四、四〇〇円」に、「五九、七〇〇円」を「五九、〇〇〇円」に、「一四、七〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に、「三〇、七〇〇円」を「三五、〇〇〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に、「三、六八〇円」を「二二、六〇〇円」に改め、同表備考中「同時に」の下に「当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「それぞれ手数料の額の欄に定める額から二、七〇〇円」を「手数料の額の欄の規定にかかわらず、一の項の場合にあってはそれぞれ同項の円とし、二の項の場合にあっては四〇〇円とし、三の項の場合にあってはそれぞれ同項の手数料の額の欄に定める額から八、〇〇〇円」に改める。

第四条第二項の表一の項中「六、三〇〇円」を「三、九〇〇円」に改め、同表二の項中「一八、〇〇〇円」を「六、三〇〇円」に改め、同表三の項中「一、五三〇、〇〇〇円」を「一、四三五、〇〇〇円」に、「二九六、〇〇〇円」を「四三八、〇〇〇円」に

、「一、一四一、〇〇〇円」を「一、一二八、〇〇〇円」に、「一七四、〇〇〇円」を「三三八、〇〇〇円」に、「一、八一六、〇〇〇円」を「一、六二一、〇〇〇円」に、「三九九、〇〇〇円」を「四七九、〇〇〇円」に、「一、一九三、〇〇〇円」を「一、一四八、〇〇〇円」に、「三四九、〇〇〇円」を「四八二、〇〇〇円」に、「一、一九二、〇〇〇円」を「一、一四七、〇〇〇円」に、「三四八、〇〇〇円」を「四八一、〇〇〇円」に改める。

第五条第二項の表一の項を次のように改める。

一 ぱちんこ遊技機について遊技機試験を受けようとする場合	(一) 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)	1 マイクロプロセッサを内蔵するもの 2 1に掲げるものの以外のもの	四三、三〇〇円 一三、一〇〇円
(二) 特定装置が設けられていないもの(一)に掲げるものを除く。)	(三) (一)又は(二)に掲げるものの以外のもの	1 マイクロプロセッサを内蔵するもの 2 1に掲げるものの以外のもの	三六、三〇〇円 一三、〇〇〇円
			二一、〇〇〇円

第五条第二項の表二の項中「六二、三〇〇円」を「六八、三〇〇円」に、「一五、三〇〇円」を「三〇、三〇〇円」に改め、同表三の項及び四の項中「三一、三〇〇円」を「四二、三〇〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「二六、三〇〇円」に改め、同表五の項中「二五、三〇〇円」を「三六、三〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「一九、一〇〇円」に改め、同表備考中「同時に」の下に「当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「二、三〇〇円」を「一四、三〇〇円」に改める。

第六条第二項の表一の項中「一、五二四、二〇〇円」を「一、四四二、〇〇〇円」に、「二九〇、二〇〇円」を「四四五、〇〇〇円」に、「一、一三五、二〇〇円」を「一、一三五、〇〇〇円」に、「一六八、二〇〇円」を「三四五、〇〇〇円」に改め、同表二の項中「一、八一〇、二〇〇円」を「一、六二八、〇〇〇円」に、「三九三、二〇〇円」を「四八六、〇〇〇円」に改め、同表三の項中「一、一八七、二〇〇円」を「一、一五五、〇〇〇円」に、「三四三、二〇〇円」を「四八九、〇〇〇円」に改め、同表四

の項中「一、一八六、二〇〇円」を「一、一五四、〇〇〇円」に、「三四二、二〇〇円」を「四八八、〇〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十七号

福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例

福岡県暴力団排除条例（平成二十一年福岡県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第六章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等（第十九条

・第二十条）

」を

「第六章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等（第十九条

・第二十条）

の措置（第二十条の二）

」に改める。

第十二条の二第二項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第十三条の三第一項中「暴力団員をいう」の下に「。第二十条の二第二項及び第六項において同じ」を加える。

第十四条の二第一項中「第七項」の下に「並びに第二十条の二第二項」を加える。
第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二 特定の事業者に対する暴力団の不当な影響を排除するための措置
第二十条の二 暴力団員は、自己の所属する暴力団の暴力団員の縄張（暴力団員による

不当な行為の防止等に関する法律第九条第四号に規定する縄張をいう。）を設定し、

又は維持する目的で、特定接客業者であつて暴力団排除特別強化地域に営業所を置くもの若しくは第十七条の二各号に掲げる者又はこれらの代理人、使用人その他の従業者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第一号及び第二号に掲げる行為については、当該行為をするに当たり、暴力団員であること又は暴力団と関係有することを告げ、又は推知することができるような言動を行う場合に限る。

一 それらの者の事業所又は居宅に立ち入ること。

二 文書を送付し、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二

条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信すること。

三 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。

四 つきまとい、又はそれらの者の事業所若しくは居宅の付近をうろつくこと。

2 暴力団員は、その配下暴力団員に対して前項の規定に違反する行為をすることを命じ、又はその配下暴力団員が同項の規定に違反する行為をすることを助長する行為をしてはならない。

3 前項に規定するもののほか、暴力団員は、他の暴力団員に対して第一項の規定に違反する行為をすることを依頼し、若しくは唆し、又は他の暴力団員が同項の規定に違反する行為をすることを助けてはならない。

4 公安委員会は、暴力団員が第一項の規定に違反する行為をしたときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

5 公安委員会は、暴力団員が第一項の規定に違反する行為をした場合において、当該暴力団員が更に反復して同項の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、同項の規定に違反する行為を防止するために必要な事項を命ずることができる。

6 公安委員会は、暴力団員が第二項又は第三項の規定に違反する行為をした場合において、当該暴力団員が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、その配下暴力団員に対して第一項の規定に違反す

る行為をすることを命ずること若しくはその配下暴力団員が同項の規定に違反する行為をすることを助長する行為をすることを防止するために必要な事項又は他の暴力団員に対して同項の規定に違反する行為をすることを依頼し、若しくは唆すこと若しくは他の暴力団員が同項の規定に違反する行為をすることを助けることを防止するために必要な事項を命ずることができる。

7 公安委員会は、暴力団員がその所属する暴力団のためにする行為として第一項から第三項までの規定に違反する行為をした場合において、当該暴力団の暴力団員が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該暴力団を代表する者又はその運営を支配する地位にある者に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、当該暴力団の暴力団員がこれらの規定に違反する行為をすることを防止するために必要な事項を命ずることができる。

第二十一条第一項中「若しくは前条第二項」を、「第二十条第二項若しくは前条第一項から第三項まで」に、「若しくは第十四条の二第五項若しくは第六項」を、「第十四条の二第五項若しくは第六項若しくは前条第四項から第七項まで」に改め、同条第二項中「第十三条の二第一項」の下に「若しくは前条第一項から第三項まで」を加え、「若しくは第十三条の三第一項若しくは第二項」を、「第十三条の三第一項若しくは第二項若しくは前条第四項から第七項まで」に改める。

第二十三条の三第一項及び第五項中「又は第十四条の二第六項」を、「第十四条の二第六項又は第二十条の二第五項若しくは第六項」に改める。

第二十三条の四第二項中「又は第十四条の二第五項」を、「第十四条の二第五項又は第二十条の二第四項」に改め、同条を第二十三条の五とする。

第二十三条の三の次に次の一条を加える。

(命令に係る書類の送達)

第二十三条の四 この条例の規定による命令は、公安委員会規則で定める書類を送達して行う。ただし、第十三条の二第二項、第十四条の二第五項又は第二十条の二第四項の規定による命令については、緊急を要するため当該書類を送達するいとまがないときは、口頭ですることができる。

2 前項の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居

所が明らかでない場合には、公安委員会は、その送達に代えて公示送達をすることができる。

3 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び公安委員会がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を公安委員会の掲示板に掲示して行う。

4 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して二週間を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

第二十五条第二項を次のように改める。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の二第二項又は第三項の規定による命令に違反した者

二 第二十条の二第四項から第七項までの規定による命令に違反した者

別表第一第二号中「第七十五条」を「第七十五条第一項」に改め、「若しくは販売し」を削る。

附 則

この条例は、平成二十五年六月一日から施行する。ただし、第十二条の二第二項及び別表第一第二号の改正規定は、公布の日から施行する。